

平成27年度 第1回 高砂市文化振興審議会 資料

高砂市文化振興審議会の運営に関する規程の代理出席者の取り扱いについて

- 1 代理出席者は、代理する高砂市文化振興審議会委員が所属する機関又は団体に所属する者とする。
- 2 代理出席者は、高砂市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の定足数に含めない。
- 3 代理出席者には、審議会における議決権は付与しない。
- 4 代理出席者に対する報酬及び旅費は、支給しない。

以上